

指定都市を考慮した機能

【資料2-5-2】

機能要件 項目番号	機能要件のタイトル	該当箇所
(1) 実装すべき		
1.1.1	日本人住民データの管理	<p>【機能】・住民となった年月日</p> <p>【考え方・理由】</p> <p>なお、指定都市においては、「住民となった年月日」は市の住民となった日を入力するため、区間異動時には「住民となった年月日」を引き継ぐ必要があり、住民票の写し等の証明書上にも表示する。</p>
1.1.13	宛名番号・世帯番号	<p>【機能】指定都市における区間異動の場合、世帯番号は新規付番し、宛名番号は異動前と同一の番号を使用すること。</p> <p>【考え方・理由】構成員・準構成員意見照会の結果、指定都市における区間異動の場合、宛名番号と世帯番号の付番ルールが区ごとに異なるため、カスタマイズになりやすいという意見があったため、付番ルールを整理</p> <p>指定都市における区間異動の場合、転入元の世帯の住民票（原票）が除票となり、新たに転入地の区で住民票（原票）が調製されることになるため、除票となった住民票（原票）と新たに調製された住民票（原票）で同一の世帯番号を使用することとすると、管理上不都合が生じる可能性があるため、区間異動の場合の世帯番号は新規付番することとする。</p>
1.3.1	入力場所・入力端末	<p>【機能】指定都市においては、行政区（総合区を設置している場合は総合区。以下同じ。）（区役所）を管理できること。</p> <p>【考え方・理由】記載なし</p>
1.3.9	認証者	<p>【機能】指定都市においては、区長と区長の職務代理者を管理ができること。</p> <p>【考え方・理由】指定都市においては、証明書の発行等の事務は区長の権限で行うこととされていることから、区長と区長の職務代理者を管理できることとする。</p>
2.1.3	基本検索	<p>【機能】指定都市においては、区からも検索できることとし、操作者の所属により管轄区を自動判定し、検索画面上の区を既定値として検索できること。なお、他区の実選択も可能とすること。</p> <p>【考え方・理由】ただし、指定都市における行政区単位での絞込みは、区ごとに管轄が変わるため、作業の効率化のため実装すべき機能とする。</p>
4.0.1	異動者	<p>【機能】指定都市においては、異動者を操作者の属する行政区に住所を置く者に限定することができること。（区間異動（区間転入）を除く）</p> <p>【考え方・理由】記載なし</p>
4.0.2	異動先世帯、異動による 削除	<p>【機能】指定都市においては、区間異動の異動元区でも除票とすること。</p> <p>【考え方・理由】記載なし</p>

機能要件 項目番号	機能要件のタイトル	該当箇所
4.1.0.1	届出に基づく住民票の記載等	【機能】指定都市においては、区間異動（区間転入）の処理が行えること。 【考え方・理由】記載なし
4.5.6	出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び消除	【機能】指定都市において、異動の権限を自区住民に限定している場合は、自区住民に限定できること。 【考え方・理由】指定都市においては、行政区単位で異動の権限を制限している場合は、取り込み未対象者の一覧及び取り込み未対象者の手動取り込みについて、当該行政区の自区住民に限ることとする。
7.1.1.1	CS への自動送信	【機能】送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍附票記載事項通知情報、転出証明書情報、送付先情報、広域交付住民票情報の照会。一覧表への印字（指定都市においては、一覧表は行政区単位で分割できること） 【考え方・理由】指定都市においては、作業の効率化の観点から、一覧表について行政区単位で分割できることとする。
7.1.1.1	CS への自動送信	【機能】住基ネットから受信した住民票コード空きコード、転入通知情報と転出証明書情報の取込。一覧表への印字（指定都市においては、一覧表は行政区単位で分割できること） 【考え方・理由】指定都市においては、作業の効率化の観点から、一覧表について行政区単位で分割できることとする。
9.2	抑止対象者	【機能】指定都市においては、一覧表は行政区単位で分割できること。 【考え方・理由】指定都市においては、作業の効率化の観点から、一覧表について行政区単位で分割できることとする。
(2) 実装しないとしている機能		
5.6	公印・職名の印字	【機能】指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合に、都道府県名の印字を省略できること。 【考え方・理由】指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合に、都道府県名の印字を省略する運用としている地方自治体もあるが、分科会における議論の結果、いずれの場合も都道府県名は省略しないこととして取扱いを統一することとした。
(3) は実装してもしなくても良い		
8.3.1	切替異動者リスト及び案内作成	【機能】指定都市においては、切替異動者リストを行政区単位で分割できること。 【考え方・理由】指定都市においては、作業の効率化の観点から、切替異動者リストを行政区単位で分割できることとする。

一般市区町村を考慮した機能

機能要件 項目番号	機能要件のタイトル	該当箇所
(1) 実装すべき		
—		
(2) 実装しないとしている機能		
—		
(3) は実装してもしなくても良い		
1.1.14	統合記載欄	<p>【機能】異動履歴については自動で作成されることとし、異動事由ごとに、あらかじめ登録した留意事項が自動入力されること。なおこの機能は、一般市区町村においては実装してもしなくても良い。(実装しない場合は留意事項について自由入力できること。)</p> <p>【考え方・理由】留意事項の自動入力については、市町村照会において政令市より事務運用の効率上必要との意見があったことを踏まえ、一般市区町村については実装してもしなくても良い機能として整理した。</p>
2.1.2	検索文字入力	<p>【機能】なお、一般市区町村においては、あいまい検索の機能として異体字検索は、実装してもしなくても良い機能とする。</p> <p>【考え方・理由】あいまい検索機能を提供することによって、清音、濁音、半濁音、ハイフン、長音、異体字等を区別しない検索を可能とするニーズが高いと判断。ただし、異体字検索については中核市レベルのニーズは高いのに対し、小規模市町村でのニーズは高くないとの準構成員からの意見を踏まえ、一般市区町村においては実装してもしなくてもよい機能とした。</p>
4.0.5	世帯主変更依頼通知書	<p>【機能】本機能は、一般市区町村においては実装してもしなくても良い。</p> <p>【考え方・理由】分科会内の議論においては、複数の中核市等以上の人口規模の地方自治体から、通知書が必要であるとの意見があり、また、住民基本台帳業務において、電話番号は必須記載事項ではないため、電話による連絡がそもそも不可能であるとの意見もあったため、本仕様書においては、通知書による方法を採用する。</p> <p>その一方で、一般市程度の人口規模の地方自治体からは、電話等の連絡手段を用いているとの意見もあったため、本機能は一般市区町村においては実装してもしなくても良いこととする。</p>
4.0.10	一括入力	<p>【機能】本機能は、一般市区町村においては実装してもしなくても良い。</p> <p>【考え方・理由】なお、構成員・準構成員への意見照会の結果、一般市区町村の規模では本機能のニーズは低いとの意見があったため、本機能は一般市区町村においては実装してもしなくても良いこととする。</p>
4.1.3.1.2	CSから受信した転入通知の受理	<p>【機能】本機能は、一般市区町村においては実装してもしなくても良い。(4.1.3.1.1(転入通知の受理)の処理が適用される)</p> <p>【考え方・理由】自動処理については、必ずしも100%可能ではないことから不要とする考えもあり得るが、分科会において、複数の中核市等の人口規模の地方自治体から、繁忙期等の対応のため本機能について強い要望があったことから、記載することとした。</p>

4.1.3.1.3	CSから受信がない場合の 転入通知の受理	<p>【機能】本機能は、一般市区町村においては実装してもしなくても良い。 (4.1.3.1.1 (転入通知の受理) の処理が適用される)</p> <p>【考え方・理由】記載なし</p>
4.5.6	出入国在留管理庁長官通 知に基づく修正及び消除	<p>【機能】出入国在留管理庁長官通知の情報については、特別永住者を除き自動で取り込みできること。変更前と変更後の内容を記載した確認票（処理結果確認票）が作成・出力でき、確認後に更新できること。なお、一般市区町村においては、当該自動取込機能を実装しなくても良い。</p> <p>【考え方・理由】一般市区町村においては、それぞれの実情等を踏まえ、実装の要否について判断できることとする。</p>
7.1.1.3	カード管理状況	<p>【機能】一般市区町村においては、個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書の出力や、異動内容等の情報のカード券面プリンタへの出力に関する機能を実装しなくても良い。</p> <p>【考え方・理由】なお、一般市区町村について、特に小規模自治体では個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書はカード管理端末で出力していることや、カード券面プリンタへの印刷も住民記録システムから直接印字する必要性が低いこと、カード券面プリンタ側の設定や操作で実施されている場合もあることから、それぞれの実情等を踏まえ、実装の要否について判断できることとする。</p>